

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和6年1月23日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年1月23日（火）9時35分～10時15分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 細田雄二 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 2～6 総合行政部長 村山修 7 総務部長 豊島俊二 8 市民生活部長 松井俊之 9、10 都市整備部長 細田雄二 【報告】 1 福祉部長 中村修 2、3 子ども・健康部長 近藤政雄 4 教育政策部長 今野美香
議 題	【付議】 1 国に対する要望について 2 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 3 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

	<p>例について</p> <p>4 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について</p> <p>5 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>6 志木市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>7 志木市手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>8 「志木市犯罪被害者等支援条例」(案)の制定について</p> <p>9 志木市道路線の認定について</p> <p>10 志木市市営住宅条例の一部を改正する条例について</p> <p>【報告】</p> <p>1 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の素案に対する意見公募手続きの結果について</p> <p>2 いろは健康21プラン(第5期)/志木市食育推進計画(第3期)/志木市歯と口腔の健康プラン(第3期)素案に対する意見公募手続きの結果について</p> <p>3 市民のこころと命を守るほっとプラン(第2期)～志木市自殺対策計画～(素案)に係る意見公募結果について</p> <p>4 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について</p>
<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1～10 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～4 了解</p>
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>秘書課長 小堀 健</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>特になし</p>
<p>会議内容の記録(経過、結果等)</p>	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 国に対する要望について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会より、国に対する要望について提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定に向け付議するものである。

提出件数：1市1件

提出期限：令和6年1月31日（水）

埼玉県市長会から国への提出は、令和6年6月を予定

本市として「住民税非課税世帯給付金事業について」を要望するものとする。

2 志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

令和5年8月7日の人事院勧告を考慮し決定した「令和5年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

【改正内容】

（1）志木市職員の給与に関する条例

①期末勤勉手当 4.40月分→4.50月分（R5.12.1適用）

②給料表 平均1.1%増（R5.4.1適用）

初任給に加え、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。

③在宅勤務等手当の新設 月額3,000円を支給

④高齢層の昇給抑制

（2）志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

①給料表 平均1.1%増（R5.4.1適用）

3 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

一般職の給与改定を踏まえて、議員及び特別職の改正を行うものである。

【改正内容】

(1) 志木市特別職員の給与に関する条例

①期末手当 4.30月分→4.40月分

(2) 志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

①期末手当 4.30月分→4.40月分

【施行日】

令和6年4月1日

4 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

朝霞地区教育委員会連合会からの通知により、学校医等の報酬額を改正するもの。

【改正内容】

(1) 学校医（内科医、歯科医、眼科医、耳鼻咽喉科医）

年額215,000円→219,000円

児童生徒数割額（1人当たり）173円→177円

(2) 薬剤師

年額131,000円→134,000円

【施行日】

令和6年4月1日

5 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

人事院の報告を踏まえ、職員の夏期休暇を取得しやすくするため、使用可能期間の見直しを行うもの。国家公務員についても、人事院において人事院規則の改正が行われた。

【改正内容】

夏期休暇の使用可能期間を6月～10月（現行：7月～9月）に見直す。

【施行日】

令和6年4月1日

6 志木市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行（令和6年4月1日）に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされた。

併せて、総務省において会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを改訂し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるものとされたため、パートタイム及びフルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの。

【改正内容】

（1）志木市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

勤勉手当の支給

	6月期	12月期
令和6年度以降	1.025月	1.025月

（2）その他の関連する条例改正

①志木市職員の育児休業等に関する条例

②志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

【施行日】

令和6年4月1日

7 志木市手数料条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

戸籍法の改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を設定するとともに、別表第10にかかる引用法律名称が変更となることから文言整理をするものである。

【改正内容】

別表第1

新規証明書として、以下の手数料を追加（新設）

戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 400円

除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 700円

施行日：令和6年3月1日

別表第10

引用法律名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」から「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に変更

施行日：令和6年4月1日

8 「志木市犯罪被害者等支援条例」(案)の制定について(市民生活部)

○概要説明：市民生活部長

犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本的な事項を定めたいので地方自治法第14条第1項の規定により志木市犯罪被害者等支援条例を策定することを提案するものである。

【条例の内容】

- (1) 目的
- (2) 基本理念
- (3) 市、市民等及び事業者の責務
- (4) 基本施策
 - ①連携協力
 - ②相談及び情報の提供等
 - ③見舞金の支給
(遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円)
 - ④市民等及び事業者の理解の増進
 - ⑤人材の育成
 - ⑥意見等の反映

【施行日】

令和6年4月1日

9 志木市道路線の認定について(都市整備部)

○概要説明：都市整備部長

開発行為に基づく道路の帰属及び、志木市私道受け入れに関する基準による道路の寄付により、市道路線を認定するもの。

認定路線

志木地区 2路線

宗岡地区 2路線

10 志木市市営住宅条例の一部を改正する条例について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正について「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

これにより、法を引用している志木市市営住宅条例の一部を改正するものである。

【改正内容】

現行「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、第10条において「保護命令」について規定しており、被害者への接見禁止命令及び退去命令について規定していた。

同法の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、第10条に「接近禁止命令等」、第10条の2に「退去等命令」として、それぞれ分けた規定に変更されたことにより、志木市市営住宅条例の引用部分を改正するものである。

志木市市営住宅条例第6条第2号ク(イ)中「含む。）」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

【施行日】

令和6年4月1日

【報告】

1 第5期志木市障がい者計画・第7期志木市障がい福祉計画・第3期志木市障がい児福祉計画の素案に対する意見公募手続きの結果について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

（1）意見募集期間

令和5年11月27日（月）から

令和5年12月26日（火）まで（30日間）

（2）意見の提出方法

直接持参、郵送、FAX、メール、電子申請

（3）提出された意見

意見件数10件（個人：2人、団体：1団体）

【今後の予定】

市ホームページ及び意見公募の閲覧場所に公募意見に対する市の考え方を公表する。

【公表場所】

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

2 いろは健康21プラン（第5期）/志木市食育推進計画（第3期）/志木市歯と口腔の健康プラン（第3期）素案に対する意見公募手続の結果について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

（1）意見募集期間

令和5年12月12日（火）から

令和6年1月10日（水）まで（30日間）

（2）意見の提出方法

持参、郵便、ファックス、メール又は専用フォーム

（3）提出された意見

意見件数0件（個人0人、団体0人）

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に「意見なし」と公表する。

【公表場所】

市ホームページ、健康政策課、健康増進センター、柳瀬川駅前仮出張所、市民サービスステーション、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 市民のこころと命を守るほっとプラン（第2期）～志木市自殺対策計画～（素案）に係る意見公募の結果について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

（1）意見募集期間

令和5年12月12日（火）から

令和6年1月10日（水）まで

(2) 意見の提出方法

持参、郵便、ファックス、メール又は専用フォーム

(3) 提出された意見

意見件数0件(個人0人、団体0人)

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に「意見なし」と公表する。

【公表場所】

市ホームページ、健康増進センター、健康政策課、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

4 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について(教育政策部)

○概要説明：教育政策部長

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

【事故の概要】

- | | |
|------------|--|
| (1) 事件名 | 自動車事故に係る損害賠償請求事件 |
| (2) 事故発生日時 | 令和5年11月16日 午後1時50分頃 |
| (3) 事故発生場所 | 志木市下宗岡4丁目地内 |
| (4) 損害賠償額 | 金318,246円(うち保険補填額 金318,246円責任割合100パーセント) |
| (5) 専決処分日 | 令和5年12月28日 |

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。